

2002年度 修士設計

新しい庁舎の設計

—邑楽町役場庁舎等設計者選定住民参加型設計提案競技を通じて—

2003年1月

高知工科大学大学院

工学研究科 基盤工学専攻

社会システム工学コース 1055158

松本 康夫

指導教員 吉田 晋

Design the New Style of the Town Hall

-Through the Ora-machi new town hall design competition-

Department of Infrastructure Systems Engineering

1055158

Yasuo MATSUMOTO

Abstract

In the near future, rebuilding of the town halls will be expected to increase with the mergers of local governments. It is, therefore, the new town hall must be able to respond to every alternative applications. Municipal inhabitants are in need of multifunctional new town hall.

"Design the New Style of the Town Hall" is proposed in the master's design through the Ora-machi new town hall design competition.

The theme of design is construction of the cultural and functional building as a base in Gunma Prefecture Ora Town.

So, the direction of the design is decided as follows;

1. Creation of community space where encourage the cultural and social communication
2. Creation of sense of strong solidarity in region
3. Design of appealing pedestrian spaces and cityscapes
4. Design of flexible building
5. Creation of fluid and organic building

The concepts of this design are the following things;

1. town hall without backside
2. Rhythmical town hall
3. town hall with roof garden

Keyword:

mergers of local governments, Ora Town, multifunctional town hall, alternative applications, flexible and extendable, fluid and organic, community participation

修士設計要旨

新しい庁舎の設計

— 邑楽町役場庁舎等設計者選定住民参加型設計提案競技を通じて —

社会システム工学コース 1055158

松本 康夫

目的・構成

近い将来、市町村合併に伴い庁舎の建て替えが増えることが予想され、将来的な用途変更にもある程度柔軟に対応できる庁舎が求められている。

従来の庁舎建築のような事務的な機能だけではなく、さまざまな機能が付加した多機能な庁舎が、市町村民にとって利用しやすく、今後必要になってくると考えられる。そういったさまざまな機能が空間的にも運営的にも一体化された、流動的かつ有機的な庁舎を設計しなければならない。

本修士設計では、「邑楽町役場庁舎等設計者選定住民参加型設計提案競技」を通じて、新しい庁舎を設計することと同時に優秀案との比較検討を目的としている。

本修士設計は8つの章から構成されている。

第1章では、「邑楽町役場庁舎等設計者選定住民参加型設計提案競技」の応募要項を整理し、設計競技の主旨や基本構想、基本計画を把握する。第2章では、群馬県邑楽町の人口や気候、そして敷地の現状を調査し、第3章では、現邑楽町役場の現状を調査することで、現役場の問題点を整理し、第4章では、第3章で挙げられた問題点をふまえて、課題を整理し、設計の方向性を決定した。

第1章から第4章までの資料をもとに、第5章では、実際に形や機能のスタディを3段階に渡って検討した。そして、第6章では実際に提出したプレゼンテーションボードを紹介し、コンセプトや平面図等を示している。第7章では、上位入選作品の5作品を紹介し、第6章で示した自分の提案書と、第7章での最優秀案と類似案との比較検討を行っている。

最後に結論として、今後必要とされる庁舎像を、今回の設計競技をふまえて列挙し、本修士設計をまとめた。

設計競技の概要

現庁舎は昭和33年に建設され、その後人口増加や行政需要の多様化により増築等を繰り返してきたが老朽、狭隘、分散化等により、町民に十分なサービスを提供することが難しくなりつつある。このため、新庁舎建設については町の第四次総合計画において、町民にとって親しみやすく、文化的・機能的な庁舎の建設を推進することがうたわれている。

町の拠点施設としての庁舎、および地域文化の活性化に大きく寄与すると思われる多目的施設を建設することが、町の大きな課題となっている。

計画条件

計画地 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2569・2570・2680～1 他

敷地面積 約 23,000m²

敷地法的条件 建蔽率 70% / 容積率 400% / 市街化調整区域

延べ床面積 10,300m²

庁舎 6,500m² / 多目的施設 3,300m² / 附属施設 500m²

建築工事費 + 外構工事費 38 億 5 千万円

建築工事費 37 億円 / 外構工事費 1 億 5 千万円

敷地内駐車台数 屋内・乗用車数台 / 大型バス 2 台、屋外・60～70 台

現状の問題点

(1) 将来の市町村合併の可能性

将来の市町村の合併によって、新しい庁舎は多機能性が求められる。

(1) 人口増加

人口の増加に伴い、高齢者世帯の増加が考えられる。また、職員数の増加により、余裕をもった広さの施設が求められる。

(1) ライフスタイルの変化と多様化

高齢者（単身者・夫婦世帯）、ファミリー世帯、学生等、多様なライフスタイルに対応可能な施設が求められる。

高齢化や高度なライフスタイルの変化へ柔軟に対応できる施設が求められる。

(1) 南北に特徴のある敷地

北側にはシンボルタワーと直売センター、公園、そして南側には川や親水公園が存在し、そのような特徴的なスペースに挟まれた敷地には、それらの関係を切らない施設が求められる。

設計の方向性

(1) 地域の文化的・社会的な交流を促す、コミュニティ空間の創出

普段からなげない交流が可能な庁舎を設計する。

(1) 周辺との強い連帯感の創出

敷地に隣接する各スペースとの関係をより深め、地域の文化的・社会的な交流を促すコミュニティ空間を設計する。

(1) 邑楽町周辺の文化核への玄関口にふさわしい、魅力あるまちづくり

にぎわいを形成する歩行者空間・町並みを設計する。

(1) 柔軟な施設の設計

市町村合併に伴う将来的な用途変更にも柔軟に対応可能な施設を設計する。

(1) 流動的・有機的な施設の創出

新しいサービスに対応するためのさまざまな機能が、空間的にも運営的にも一体化された流動的かつ有機的な施設を設計する。

コンセプト

(1) 裏表のない庁舎

北側にはシンボルタワー、南側には平地林や公園。そういったものに挟まれた敷地に、その両側を開いた裏表のない庁舎を提案する。変則的なかたちの敷地にうねるように配置し、そこに生まれた庭でいろいろな活動を展開し、その活動がシンボルタワー側に、そして公園側に広がっていく。うねるように配置することで広い敷地を余すことなく有効利用できる。

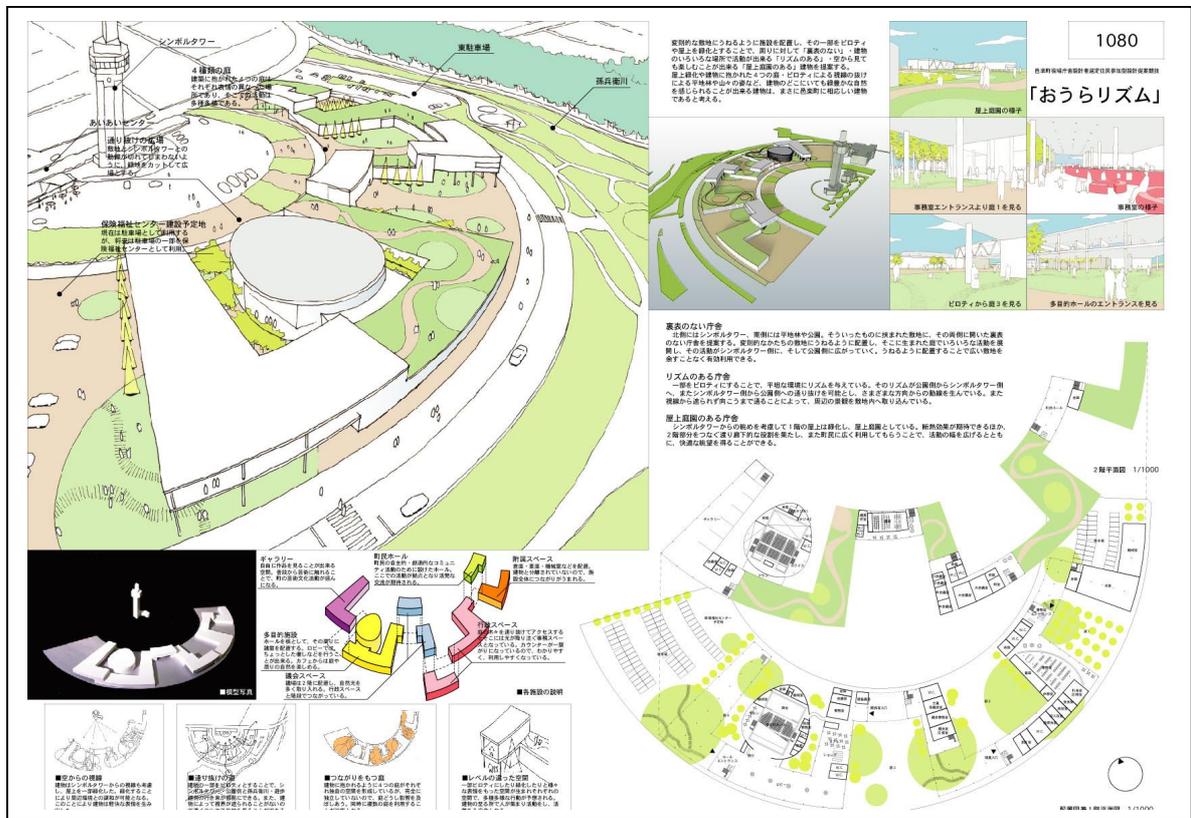
(2) リズムのある庁舎

一部をピロティにすることで、平坦な環境にリズムを与えている。そのリズムが公園側からシンボルタワー側へ、またシンボルタワー側から公園側への通り抜けを可能とし、さまざまな方向からの動線を生んでいる。また視線から遮られず向こうまで通ることによって、周辺の景観を敷地内へ取り込んでいる。

(3) 屋上庭園のある庁舎

シンボルタワーからの眺めを考慮して1階の屋上は緑化し、屋上庭園としている。断熱効果が期待できるほか、2階部分をつなぐ渡り廊下的な役割を果たし、また町民に広く利用してもらうことで、活動の幅を広げるとともに、快適な眺望を得ることができる。

応募作品



まとめ

今後の庁舎像とは、以下の5点のことに配慮が必要であることが今回の設計競技を通じてわかった。

1. つくりながら考える・使いながらつくる
2. 建物の完成が、庁舎の完成ではない
3. 住民が自由に意見を述べる事ができる
4. 増改築をしても薄れないシステムの構築
5. 地域の固有性を表現した庁舎

2002年度 修士設計

新しい庁舎の設計

— 邑楽町役場庁舎等設計者選定住民参加型設計提案競技を通じて —

目次

序章 修士設計の目的と方法	1
第1章 邑楽町役場庁舎等設計者選定住民参加型設計提案競技	3
1—1. 邑楽町役場庁舎等設計者選定住民参加型設計提案競技応募要項	
1—2. 基本構想	
1—3. 基本計画	
第2章 邑楽町の概要	13
2—1. 邑楽町の各種データ	
2—2. 現況敷地	
第3章 邑楽町役場の現状	18
3—1. 組織体制	
3—2. 現邑楽町役場	
第4章 課題の整理	21
4—1. 問題点と設計の方向性	
第5章 設計プロセス	24
5—1. 配置計画	
5—2. 第1次案	
5—3. 第2次案	
5—4. 最終案	
第6章 提出作品（最終案）	30
6—1. 提出図面	
6—2. プレゼンテーションボード	
第7章 上位入選作品	38
7—1. 上位入選作品5作品	
7—2. 上位入選案との比較	
第8章 結論—今後必要とされる庁舎	45
8—1. 将来の庁舎像	
おわりに	47

序章 修士設計の目的と方法

近い将来、市町村合併に伴い庁舎の建て替えが増えることが予想される。その新しい庁舎に求められる機能は、従来の庁舎建築のような事務的な機能だけでなく、さまざまな機能が付加した多機能な庁舎がその市町村民にとって利用しやすく、今後必要になってくると考えられる。

庁舎として機能していたものがまったく別の用途に使われることも大いに考えられる。そのとき、どのような庁舎を設計すればよいのか、またいかなる変更にも柔軟に対応可能な建築とはいかなるものなのか、というのが今回の修士設計の目的である。

そのときに注意しなければいけないことは、いかなる変更にも対応させ過ぎて、ものとしての建築の魅力が稀薄になり、さらにその地域や敷地固有の魅力を無視してしまうことである。地域の特徴や固有性を加味しながら、柔軟に対応可能な施設の設計は本当に可能なのかという点も、今回の大きなテーマのひとつである。

そこで新しい庁舎を設計するにあたって庁舎設計の設計提案競技（以下コンペとする）に参加し、そのコンペを通じて、今後の庁舎とはどのようなものなのかを考えていくことにした。

今回選んだコンペは、「邑楽町役場庁舎等設計者選定住民参加型設計提案競技」というもので、去る2002年の3月に提案書の提出を終え、さらには5月12日に公開の最終審査を終えた。

このコンペを選んだ理由として、このコンペの方法は今までとはあらゆることが異なり、新しい試みを実現しようとしている点にある。それは次のような、今日までのコンペ等で見られた、不透明性が挙げられる。

現在、設計者の選定方法については、多くの混乱を生じ、しかもその結果に疑問符が打たれる状態が続いている。とくに世にいうプロポーザル方式は、審査委員会、選定方式、選定理由等々がまったく妥当ではなく、公正性の名のもとにさまざまな操作の手段になっている。中でもほとんど建築家なしの審査委員会が編成され、いったい何を基準に判断できるのか、根本的な疑問を拭うことができない場合も少なくない。

今回の「住民参加型」の意味するところは、1.建築の専門家が選定委員会を構成し、専門的な立場から設計者を選定する。2.審査対象となるのは、応募者が提案する人びとの意思を吸収できる「システム」の質である。3.審査過程においては、住民は選考委員会に対して自由に意見を述べるができる。またその過程はほとんどが公開である。ここで問題になるのは、「住民」が登場する形態であり、それは次のようなことが考えられる。

1.審査員のひとりである中川武氏が座長を務めるボランティアから構成される住民側の委員会。2.過程の話段階で自由に参加する住民。3.行政・議会等のオフィシャルな組織におよびそれらが構成する委員会。

今日の状況では、建築活動のさまざまな局面で政治が介入し、建築家の自立性が危機にさらされている。「住民参加」はそうした状態に油を注ぐ行為ではないか、という危惧もあるだろうが、それは逆

で、住民の見解を吸収する仕組みが公的に位置づけられていない状態こそが設計者を危うくするのである。

この競技の要点は、応募者が提案する「システム」である。そして選定された設計者は提案したシステムを、住民のいかなる見解に対しても変えずに、自らの主張を実現できる点である。この場合、「システム」とは、空間のイメージ、機能の処理の仕方、フィジカルな道具立て、諸見解を吸収する方法等々何でもよく、そこに建築家の主張が盛り込まれるもうひとつの要点は、その「システム」が今日の建築活動において、世界的なレベルの建築を実現する質の高さをもつことで、住民側は選ばれた「システム」を設計者と共に、そうした建築の実現に向けて努力しなければならない点である。

以上に挙げたような、新しい試みのコンペの参加を通じて、新しい庁舎とは何か、今後求められる庁舎とは何かを提案し、設計することを本修士設計とする。

第 1 章 邑楽町役場庁舎等設計者選定住民参加型設計提案競技

第 1 章 邑楽町役場庁舎等設計者選定住民参加型設計提案競技

1—1. 邑楽町役場庁舎等設計者選定住民参加型設計提案競技応募要項

以下は、邑楽町役場庁舎等設計者選定住民参加型設計提案競技の応募要項である。

1—1—1. 主旨

昭和33年に建設した役場庁舎は、人口増加や行政需要の多様化により増改築を繰り返してきましたが、老朽、狭隘、分散化のために住民に十分なサービスを提供することが難しくなりつつあります。また、集会施設も少ないため、住民のための拠点施設としての総合的な庁舎および多目的施設を建設することが町の大きな課題となっています。

新庁舎建設については第四次総合計画で住民にとって親しみやすかつ文化的・機能的な庁舎の建設を推進することがうたわれていますし、町長をはじめとする町四役や全課長と住民との町政座談会や町民アンケートにおいても施設に期待する声が多く寄せられています。

このような状況の中、住民の参加による庁舎等の建設（検討）委員会を立ち上げて設計・建設・運用の各段階で、町と住民とが一体となって、21世紀における地域のまちづくりの拠点と成りうる庁舎および多目的施設を建設していくこととなりました。

自分たちの町・自分たちの環境を自ら作り出すこと、言い換えれば小さな自治を実践していくことは21世紀の地域運営の在り方であると思われまます。

そこで、住民参加型の手法を用いてあらたな庁舎および多目的施設を建設するために、公募型設計提案により適任の設計者を選定するものとします。

名称

邑楽町役場庁舎等設計者選定住民参加型設計提案競技（以下、「設計提案競技」とします。）

審査委員会

会長 原 広司（建築家）
委員 長谷川 逸子（建築家）
倉田 直道（工学院大学教授）
中川 武（邑楽町役場庁舎等建設基本計画検討委員会会長・早稲田大学教授）

賞

一次審査通過者を受賞者として、最終審査において最優秀賞および優秀賞を各1点ずつ選出します。

- ・最優秀賞 1点
- ・優秀賞 1点
- ・佳作 3点

主催・事務局

（1）主催：群馬県邑楽郡邑楽町

（2）事務局：邑楽町庁舎建設室

住所 〒370-0692

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 3040

ホームページ <http://www.town.ora.gunma.jp/gateway/chousha/>

電子メール t-hall@town.ora.gunma.jp

TEL 0276-88-5511 内線(300)

FAX 0276-88-8393

競技方式

一般公募型二段階審査方式による設計者選定住民参加型設計提案競技

競技スケジュール

- （1）応募要項開示 平成13年12月 1日より
- （2）応募登録期間 平成13年12月 1日～平成14年2月28日
- （3）提案書受付期間 平成14年 3月11日～ 3月25日（当日消印有効）
- （4）提案書公開展示 平成14年 4月 6日～ 4月12日

- (5) 住民意見交換会(自由参加) 平成14年 4月14日
- (6) 一次審査 平成14年 4月13日～ 4月14日
- (7) 一次審査通過提案書公開 平成14年 4月16日～ 5月10日
- (8) 最終審査 平成14年 5月12日

応募資格

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に定める一級建築士で、かつ地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者(以下、「有資格者」とします)とします。
- (2) 有資格者を擁する法人。この場合、本競技に関する主務者は有資格者とします。
- (3) 有資格者を主務者とする共同体。この場合、共同体とは個人及び法人からなるグループで、連帯して本競技に参加する者とします。
- (4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所登録を完了しているか、設計業務委託契約の日までに登録が完了できる者、または法人等とします。
- (5) 設計業務委託契約の候補者として特定された場合、邑楽町の指名参加登録が可能である者とします。
- (6) チーム応募者はチーム名、代表者を1人決めて下さい。
- (7) 審査委員及び審査委員自らが経営又は役員、顧問を務める組織(大学、各研究機関等を含む)の現に属する者及びその者が加わったチームは応募できません。
- (8) 1応募者1作品の応募とします。

登録

- (1) 設計提案競技に応募しようとする者、またはチームは、定められた登録様式に従ってインターネットで登録して下さい。
- (2) 事務局は応募登録番号を発行します。
- (3) 登録番号が記載されていない応募作品は無効となります。
- (4) 登録は平成13年12月1日から平成14年2月28日までの間に行ってください。

事業スケジュール

- (1) 設計提案競技 平成13年12月～平成14年 5月中旬
- (2) 基本設計・実施設計 平成14年 6月～平成15年 7月末
- (3) 着工 平成15年 9月
- (4) 完成予定 平成17年

応募作品の提出方法等

(1) 応募作品

*A2 サイズ (594mm × 420mm) 横づかい、10mm 以内のボード貼り1枚とし、ボードの材質、色等は自由とします。

*右上隅に登録番号 (2cm × 5cm の枠内) を明記して下さい。

*紙質、表現方法は自由とします。

*使用言語は日本語とします。

(2) 提出方法

*郵送または宅配便で提出して下さい。

*応募作品受付期限内に投函し、締め切り当日の消印を有効とします。

*郵送中の破損、遅延等については応募者の責任とします。

質疑応答

(1) 質疑応答は行いません。

(2) 応募者は要項の記述を自由に解釈して作品に反映させるものとします。

審査方法

本設計提案競技は二段階審査方式による一般公募型設計提案競技です。

(1) 一次審査

*審査委員会は審査を行う前に応募作品を一般公開し、審査中に住民から意見を聞くため住民意見交換会 (自由参加) を行います。

*審査委員は審査にあたり、住民意見交換会の意見を参考にしますが、これらから拘束は受けません。

*審査は失格要件に抵触する応募作品を除く全作品について対象とします。

*一次審査通過作品を入賞作品とし、5点選定します。

(2) 最終審査

*審査委員会は一次審査通過作品を一般公開します。

*一次審査通過者は縮尺 1/200 の模型を作成し、平成 14 年 5 月 2 日までに提出します。

*最終審査は公開ヒアリングを経て、公開で審査します。

*公開ヒアリングは質疑応答を含み 1 提案 30 分程度とします。

*最優秀作品 1 点、優秀作品 1 点を選出し、その他の作品は佳作となります。

*審査委員会会長は最終審査終了後、速やかに邑楽町長に報告すると共に審査結果を公表します。

一次審査通過者への経費負担

一次審査通過者のうち、設計委託契約をおこなった者を除く各提案者に対して最終審査経費として45万円を支払います。

(個人の場合は、所得税法により源泉徴収されることになります。)

著作権等

(1) 著作権は応募者に帰属します。

(2) 著作権あるいは意匠権等に関する公的権利の確保は応募者が自らの責任において行って下さい。

応募作品の取扱い

(1) 応募作品は返却いたしません。

(2) 邑楽町は応募作品を保存、記録し、図録等により公表する権利を持つものとします。

(3) 邑楽町が公表等する場合、作品の使用料は無償とします。

(4) 作品を公表する場合すべて記名となります。

(5) 応募作品は邑楽町の判断で展示される可能性があります。

(6) 設計提案競技終了後、審査報告書または応募作品集を作り公表する可能性があります。

最優秀作品等の取扱い

(1) 最優秀者には特定された設計者として、邑楽町と随意契約する第1交渉権があります。

(2) 最優秀者と邑楽町が設計契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀作品が失格要件に抵触し失格することが後日判明した場合は、その者との契約を結ばず、もしくは破棄して、優秀作品の設計者と契約の交渉を行うこととなります。

(3) 同様にして、優秀作品の者と契約に至らない場合は佳作作品の設計者の中から設計契約の相手方を選出することとなります。

(4) 基本設計あるいは実施設計の段階で、特定された設計者の同意のもと、設計内容の一部の変更を求める場合があります。

特定された設計者の責務

設計提案競技により特定された設計者は、邑楽町と随意契約の上、基本設計・実施設計及び工事監理の業務を実施するものとします。

設計報酬

(1) 基本設計・実施設計及び工事監理の委託契約料は、町の定める算定方法により算出した額を上限とします。

(2) 上記算定方法は国の基準に準じます。

失格要件

(1) 未登録者は応募できません。

(2) 応募作品が提出期限を過ぎて提出された場合は失格となります。

(3) 応募登録、応募作品が定められた仕様に違反している場合は失格となります。

(4) 応募作品に記名又は応募者が特定できるようなサイン等が記入されている場合、あるいは一次審査以前に応募作品の者を特定するような行為を行った場合は失格となります。

(5) 応募作品が第三者の著作権、意匠権等を侵害している場合は失格となります。

(6) 上記事項について、後日判明した場合においても失格となります。

その他

応募者は作品提出により、応募要項の各条件を受諾したものと見なします。

1—1—2. 計画条件

提案は、以下の条件に基づき作成してください。

本要項にない部分は、資料等を参考にしてください。

ただし、資料等は本要項と作成目的が異なるため、表記や数字が異なっている場合がありますのでご承知ください。

(1) 計画概要

(1) 敷地内に、行政スペースと議会スペースからなる庁舎、ホールや会議室からなる多目的施設、倉庫や車庫からなる付属施設を建設します。これらは用途上、管理上は区別されますが、別棟、同一棟は問いません。

(2) 将来、敷地内に保健福祉センター（延べ床面積約 1,500m²）を建設する計画があります。ただし、建設時期が未定であるので事業計画には含めませんが、対応可能な構想としてください。

(2) 計画地

(1) 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2569・2570・2680～1 他

(2) 敷地面積 約 23,000m²

(3) 敷地法的条件 建蔽率 70% / 容積率 400% / 市街化調整区域

(3) 建物等規模

(1)延べ床面積 10,300m²

庁舎 6,500m² / 多目的施設 3,300m² / 附属施設 500m²

(2)建築工事費 + 外構工事費 38 億 5 千万円

建築工事費 37 億円 / 外構工事費 1 億 5 千万円

(3)敷地内駐車台数

屋内・乗用車数台 / 大型バス 2 台

屋外・60 ~ 70 台

(4)敷地外駐車場計画台数 (中央公園駐車場 : 図書館、タワー来場者、職員他)

中央駐車場 230 台 / 東駐車場 185 台 / 西駐車場 20 台

(4) 想定諸条件

(1)人口

平成 12 年 10 月 1 日 (国調) 27,512 人 / 推定人口 (平成 22 年度) 30,000 人

(2)職員数 (町 4 役除く)

平成 13 年 4 月 1 日現在 150 人 / 推定職員数 (平成 22 年度) 170 人

(3)議員定数

現定数 22 人 / 推定定数 (平成 15 年 1 月 1 日以降の選挙から) 20 人

(5) 多目的施設

(1)多目的ホール客席数 / 450 席以上

(6) その他

(1)邑楽町役場庁舎等建設基本計画に配慮する

(2)住民参加を可能にする設計方法、設計過程に配慮する

1—2. 基本構想

1—2—1. はじめに

現庁舎は昭和33年に建設され、その後人口増加や行政需要の多様化により増築等を繰り返してきたが老朽、狭隘、分散化等により、町民に十分なサービスを提供することが難しくなりつつある。このため、新庁舎建設については町の第四次総合計画において、町民にとって親しみやすく、文化的・機能的な庁舎の建設を推進することがうたわれている。

また、本町には数百人規模の集会施設がないため、町民は長年のあいだ公民館や町外の施設を利用するなどの不便を強いられていた。

こうしたことから、町の拠点施設としての庁舎、および地域文化の活性化に大きく寄与すると思われる多目的施設を建設することが、町の大きな課題となっている。

1—2—2. 基本方針

新庁舎は、今後予想される町民のニーズを十分勘案し、21世紀における町のシンボルとして、高度情報化社会に対応できる充実した機能を整備することによりサービスの飛躍的向上を図り、かつまちづくりの拠点と成りうる庁舎とする。

多目的施設は、多様なニーズに対応できるようにするため、多目的に使えるホールを中心として社会教育的な活動・展示が出来る機能を整備することにより、町民同士のふれあい・交流の拠点となる施設とする。

また、隣地の既存施設及び敷地内に将来整備される予定の保健福祉センター（仮称）との関係も考慮した施設とする。

1—2—3. 基本的条件

1 環境に配慮する

- (1) エネルギー効率をよくする
- (2) 環境負荷を少なくする

2 経済性を配慮する

- (1) 建設費を過大にしない
- (2) 維持管理費をおさえる

3 景観に配慮する

- (1) 景観に関して論理的説明のできるデザインとする

4 住民参加に配慮する

- (1) 設計時に住民の意見を考慮する

- (2) 多目的施設の運営等、竣工後の住民参加を考慮する
- 5 まちづくりに配慮する
 - (1) 地域の活性化に貢献できるものとする
- 6 邑楽町の特徴を考慮する
 - (1) 地域文化・風土等に考慮し、町民に親しまれるものとする
- 7 将来展望を踏まえる
 - (1) 行政の利用形態の変化にも対応できるものとする
- 8 必要な機能を満足する
 - (1) 気軽に立ち寄れる雰囲気とする
 - (2) 施設の安全性や健康を特に配慮する
 - (3) 誰にでも優しいデザイン（ユニバーサルデザイン）に配慮する
 - (4) 電子自治体構想やITによる町民サービスに対応できるようにする
 - (5) 効率的で快適な町民サービスができるようにする
- 9 防災拠点とする

1—3. 基本計画

1—3—1. 建設目標年度

平成15年度を初年度とし平成17年度までの3年間とする。

1—3—2. 敷地等

邑楽町大字中野 2569・2570・2680～1 他

敷地面積 23,000m²

建蔽率 70%、容積率 400%

1—3—3. 諸条件

- 1 人口 30,000人
- 2 職員数 170人（現員150人）庁舎内予定者数
- 3 議員定数 20人（現員22人）
- 4 組織体制 第3章に示す

1—3—4. 規模

- 1 庁舎

- (1) 行政スペース 5,000m²程度とする
- (2) 議会スペース 1,500m²程度とする
- (3) 附属スペース(車庫・倉庫等) 500m²程度とする

2 多目的施設

3,300m²程度とする

3 外構

- (1) 駐輪場 100台程度
- (2) 公用車・イベント用車両等駐車場(60台+大型数台程度)

1—3—5. 施設計画

1 庁舎

(1) 行政スペース

事務室、会議室(100席程度の大会議室1室、中会議室1室、小会議室数室)、各階書庫、町民が利用できるホールスペース、職員の福利厚生施設、喫煙コーナー、等を配置する。

(2) 議会スペース

議場、議会事務局、委員会室(3室程度)、正副議長室、全員協議会室、議員控室、応接室、会議室等を配置し、議会開会中の状況をTV放送システムやインターネット等で傍聴できる設備を設置する。

(3) 附属スペース(車庫・倉庫等)

公用車(町長車・議長車等数台)・バス(大型2台程度)等の車庫、車両での搬入が可能な倉庫、保存文書の書庫。

2 多目的施設

多目的ホール(ホールは音響効果に配慮する。客席は450席以上を余裕を持たせて配置する、ステージは多用途に使える奥行きのあるものとする)、音楽室、控室、会議室(作品の展示、学習、レクリエーション等が可能なもの)、ロビー(情報コーナー、ギャラリー、郷土資料展示等の配置が可能なもの)。

3 外構

駐輪場は施設の入口近くに配置し、公用車の駐車場は、施設に隣接して配置する。

1—3—6. 事業費(建設費, 外構費, 備品費, 設計監理料等を含む)

1 庁舎

約27~30億円

2 多目的施設

約13~15億円

第2章 邑楽町の概要

第2章 邑楽町の概要

2—1. 邑楽町の各種データ

2—1—1. 人口と世帯（単位：人・世帯）

国勢調査によると、人口が年々増加していることがわかる。

区分	住基台帳	国勢調査		
	H14. 4. 1	H 2.10. 1	H 7.10. 1	H12. 10. 1
人口	27,819	26,380	27,421	27,512
男	14,002	13,283	13,728	13,787
女	13,817	13,097	13,693	13,725
世帯数	8,504	7,298	7,960	8,395

2—1—2. 気候

気温、降水量の推移

比較的温暖で、雪の降雪量は2日から4日と、ほとんど降らないことがわかる。

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
平均気温	15.4	15.7	16.0	15.0
最高気温	37.5	37.7	39.7	39.7
最低気温	-4.1	-5.1	-4.7	-6.7
年間降水量	1,662mm	1,099mm	1,208mm	1,086mm
快晴	23日	43日	24日	49日
晴れ	160日	190日	208日	165日
曇り	131日	106日	97日	111日
雨	47日	25日	35日	29日
雪	4日	1日	1日	2日

2—2. 現況敷地

2—2—1. 計画敷地の現況写真

計画敷地の現況写真を以下に示す。

また、A3版の敷地現況写真は付録にて示す。



敷地を上空から撮影した航空写真である。

敷地は半円形をした部分で、写真ではまだ造成が終わっていない状態である。写真右下に邑楽町特有の平地林が見える。敷地の北側にはシンボルタワーと図書館、直売センター、アクセス道路、公園、そして南側には川や親水公園、遊歩道が存在し、そのような特徴的なスペースに挟まれた場所が今回の計画敷地である。

敷地周辺の現況写真を以下に示す。



敷地北側にあるアクセス道路。
ここを通過して計画敷地にアクセスする。
いたるところから、邑楽町の特徴である平地林を見ることが出来る。



東側駐車場をシンボルタワーから見る。その駐車場の向こう側に平地林が見え、さらにその向こうには多々良沼がある。



シンボルタワーから敷地の南側にある外周道路と調整池を見る。
写真の左中央に見えるのは孫兵衛川であり、ここ一体は今後、親水空間となり敷地南側のコミュニケーションの場所となる。



シンボルタワーから図書館を見る。さらに図書館の向こうには中学校があり、休日などの図書館は中学生やお年寄りなどでにぎわう。

写真の下にはあいあいセンターという直売センターが見える。



敷地全体を見渡す。

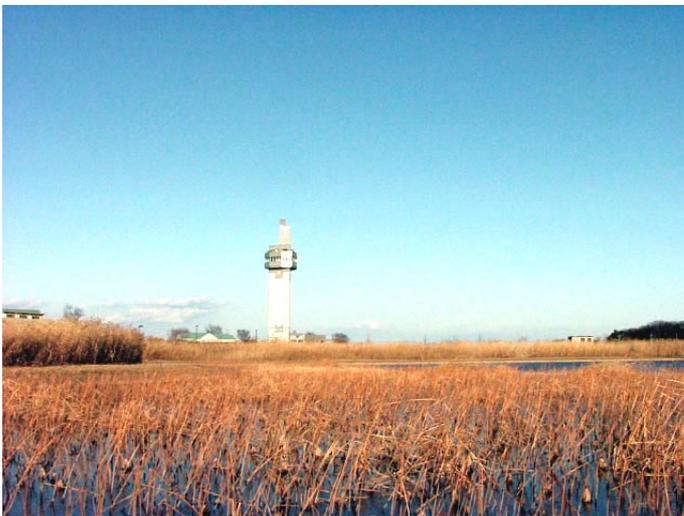
平地林以外はほとんどがフラットに見える。



敷地西側からシンボルタワーを見る。シンボルタワー以外に高い建物は存在しない。



敷地の外周道路である。敷地のカーブに沿って歩道と車道がある。



調整池からシンボルタワー方向を見る。シンボルタワー以外は高さを感じるものは目に入っていない。



遊歩道の様子。
敷地のさらに外側を遊歩道が巡っている。親水公園と繋がったり、平地林付近を散策できる。

第3章 邑楽町役場の現状

第3章 邑楽町役場の現状

3—1. 組織体制

3—1—1. 邑楽町役場機構図

邑楽町役場の機構図は以下の図のようになっている。(平成14年4月現在)

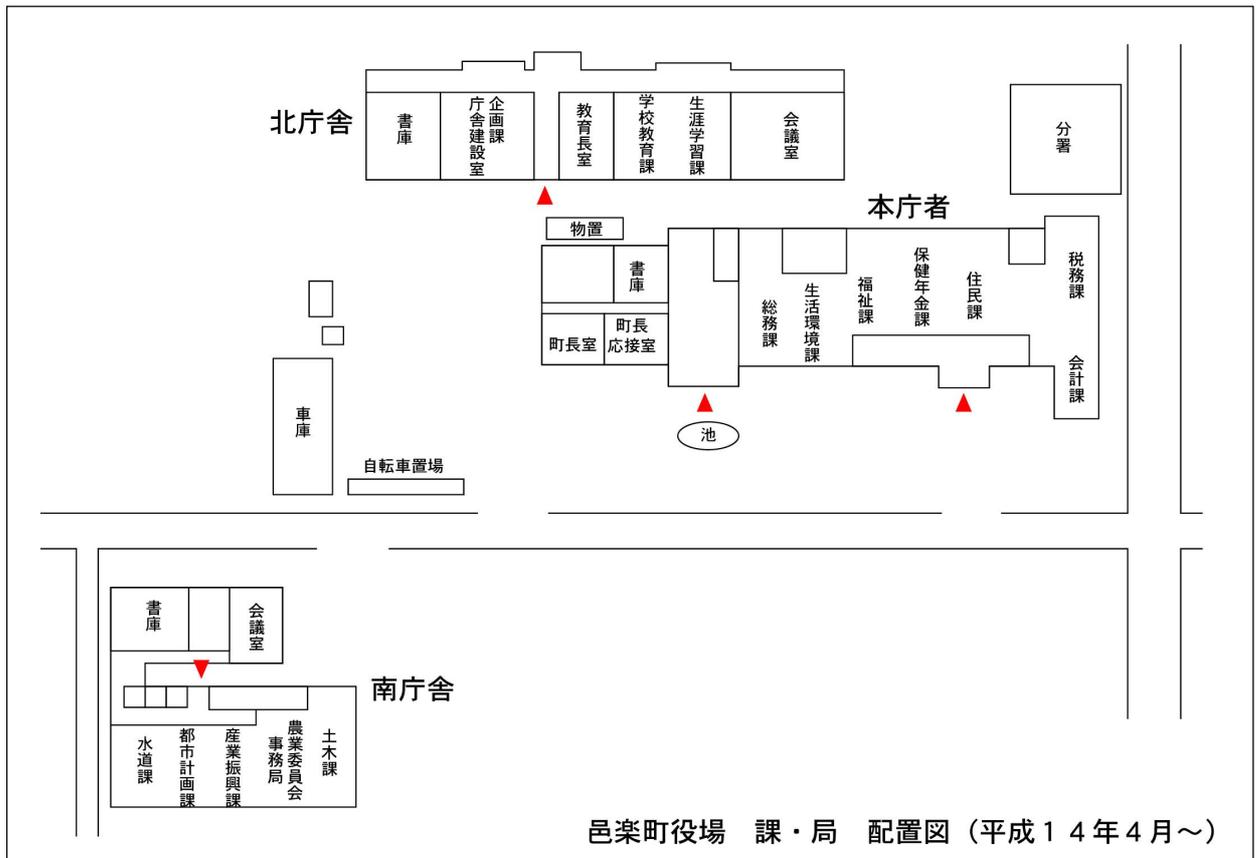
部局	課	人数	係
町長 助役	総務課	14	人事行政係・行政係・財政係・情報公開係
	企画課	9	企画調整係・統計係・広報広聴係・情報政策係
	庁舎建設室	3	建築計画係
	税務課	18	町民税係・資産税係・諸税係
	住民課	9	窓口係・記録整備係・住民相談係
	生活環境課	15	生活環境係・交通環境係 保険指導室
	保険年金課	9	国民健康保険係・介護保険係・国民年金係
	福祉課	6	社会福祉係・児童福祉係 保育園3園(28人)
	産業振興課	10	農政係・整備改善係・商功労政係
	土木課	11	管理係・工事指導係・公務係・維持係
	都市計画課	12	庶務係・計画開発係・区画整理係・公園緑地係
	水道課	11	庶務係・上水道係・下水道係
収入役	会計課	4	出納係・審査係
議長	議会事務局	3	庶務議事係
会長	農業委員会事務局	3	農業振興係
教育長	学校教育課	7	庶務係・学校教育係・学校指導係 幼稚園3園・学校6校(31人)
	生涯学習課	6	生涯学習係・スポーツ振興係 生涯学習施設5館(15人)
		150	(74人)

3—2. 現邑楽町役場

3—2—1. 現邑楽町役場平面図

現邑楽町役場の平面図を以下に示す。

職員数が現在の150人から、今後170人まで増えるため、現庁舎のキャパシティでは抱えきれないことがわかる。また、各棟に分けられているために不便で、空間と運営のスムーズな一体化ができていない。



3—2—2. 現邑楽町役場写真

現邑楽町役場の外観写真を以下に示す。



3—2—3. 現邑楽町役場の問題点

昭和33年に建設した役場庁舎は、人口増加や行政需要の多様化により増改築を繰り返してきたが、老朽、狭隘、分散化のために住民に十分なサービスを提供することが難しくなりつつある。

第4章 課題の整理

第4章 課題の整理

4—1. 問題点と設計の方向性

敷地の概要、現況などのこれまでの調査や資料をもとに、問題点を挙げ、設計の方向性を整理する。敷地の抱えている問題や敷地の位置付けから、以下のようなことが求められていることがわかる。

4—1—1. 問題点

現状の問題点は以下のようなことが挙げられる。

(1) 将来の市町村合併の可能性

将来の市町村の合併によって、新しい庁舎は多機能性が求められる。

(2) 人口増加

人口の増加に伴い、高齢者世帯の増加が考えられる。また、職員数の増加により、余裕をもった広さの施設が求められる。

(3) ライフスタイルの変化と多様化

高齢者（単身者・夫婦世帯）、ファミリー世帯、学生等、多様なライフスタイルに対応可能な施設が求められる。

高齢化や高度なライフスタイルの変化へ柔軟に対応できる施設が求められる。

(4) 南北に特徴のある敷地

北側にはシンボルタワーと直売センター、公園、そして南側には川や親水公園が存在し、そのような特徴的なスペースに挟まれた敷地には、それらの関係を切らない施設が求められる。

4—1—2. 設計の方向性

以上のような問題点から設計の方向性を以下のようにする。

(1) 地域の文化的・社会的な交流を促す、コミュニティ空間の創出

普段からなにげない交流が可能な庁舎を設計する。

(2) 周辺との強い連帯感の創出

敷地に隣接する各スペースとの関係をより深め、地域の文化的・社会的な交流を促すコミュニティ空間を設計する。

(3) 邑楽町周辺の文化核への玄関口にふさわしい、魅力あるまちづくりにぎわいを形成する歩行者空間・町並みを設計する。

にぎわいを形成する歩行者空間・町並みを設計する。

(4) 柔軟な施設の設計

市町村合併に伴う将来的な用途変更にも柔軟に対応可能な施設を設計する。

(5) 流動的・有機的な施設の創出

新しいサービスに対応するためのさまざまな機能が、空間的にも運営的にも一体化された流動的かつ有機的な施設を設計する。

4—1—3. 必要諸室の面積（単位：m²）

基本計画や組織体制、類似施設をもとに必要である諸室を決定し、面積を割り振った。以下にその面積表を示した。

行政スペース	執務面積	町長室	26.4	26.4
		教育長室	9.9	9.9
		会長室	9.9	9.9
		収入役室	9.9	9.9
		助役室	9.9	9.9
		事務室	561	561
		町長応接室	26.4～50	50
	付属面積	大会議室（100人）	160～200	200
		中会議室（30人）	64～86	86
		小会議室（10人）×5	16×5	80
		書庫	30×各諸室	90
		倉庫	72.93	72.93
		湯沸し	6.5～13	13
		受付	8.5	8.5
		トイレ	54.4	54.4
		電話交換室	36	36
		宿直室	10	10
		更衣室	10	10
		喫煙コーナー	5	5
		町民ホール	300	300
		職員福利厚生施設	75～97	97
			各室合計	
		廊下等	35%	606.4905
	小計		2,339.321	
議会スペース	議場	190	190	
	議会事務室	64～86	86	

	委員会室 × 3	40 ~ 45 × 3	135
	正副議長室	16.5	16.5
	議会控室	64 ~ 86	86
	応接室	64 ~ 86	86
	会議室	64 ~ 86	86
	トイレ	26	26
	湯沸し	6.5 ~ 13	13
		各室合計	724.5
	廊下等	35%	253.575
		小計	978.075
設備機械室	行政 + 議会スペース	1,000	1,000
		合計	4317.396
多目的施設	多目的ホール (450 席)	1,500	1,500
	音楽室	64 ~ 86	86
	控室	64 ~ 86	86
	会議室	64 ~ 86	86
	ロビー	200	200
	トイレ	135	135
	設備機械室	372	372
		各室合計	2,093
	廊下等	35%	732.55
		合計	3,197.55
付属スペース 車庫	公用車 (5 台)	18 × 5	90
	バス (大型 2 台)	45.5 × 2	91
	倉庫	100	100
	書庫	50	50
		各室合計	331
	廊下等	35%	11.585
		合計	342.585

第5章 設計プロセス

第5章 設計プロセス

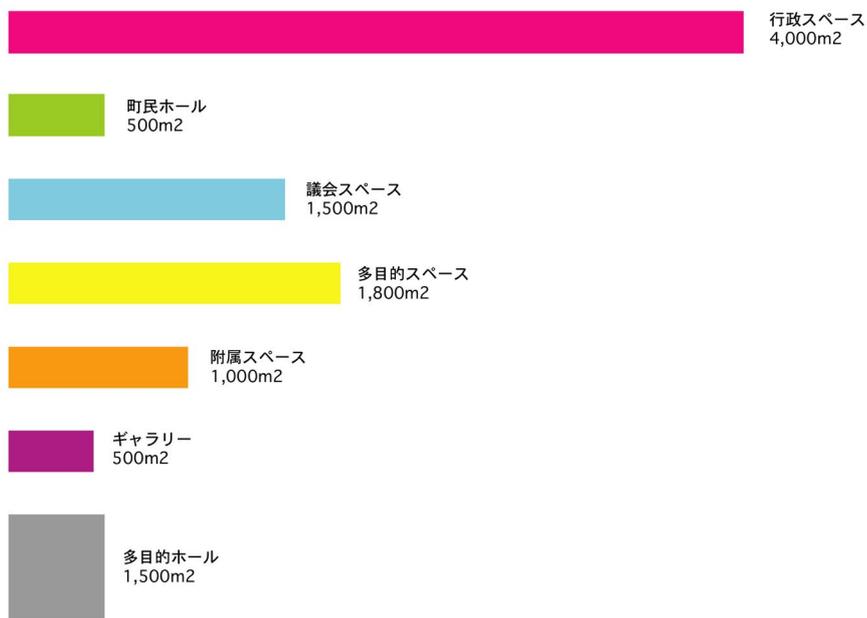
5—1. 配置計画

5—1—1. 配置計画の考え方

配置計画は以下のような流れで進めていった。

ブロックの作成

一辺15m(だいたい2スパン)を固定の幅として、必要な各諸室の面積に割り振り、ブロックをつくる。



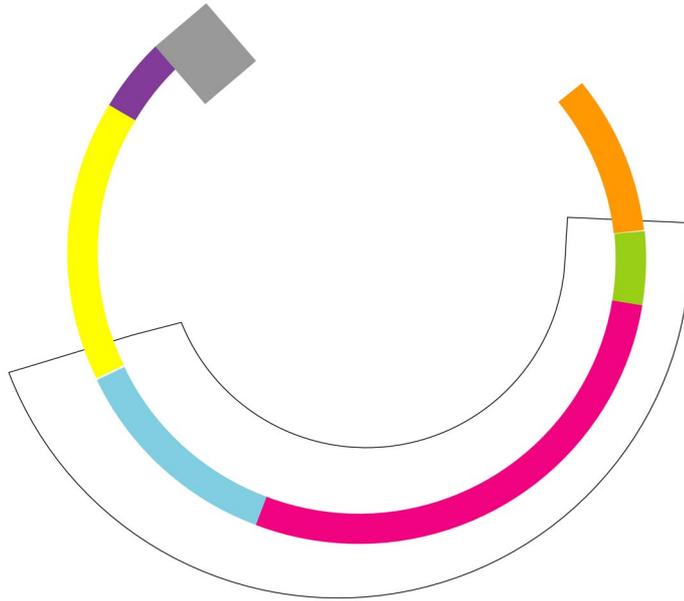
横方向に繋げる

横方向に繋げると、必要諸室の総長は65.5mにもなる。



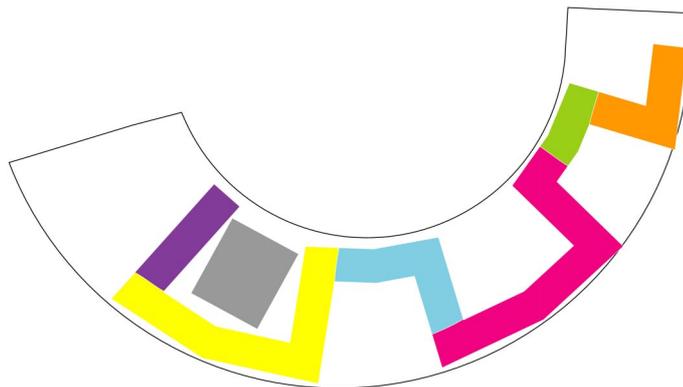
敷地に沿って配置する

敷地に沿って のブロックを配置すると、敷地からはみ出してしまう。



敷地の大きさに合わせてうねらせる

では、はみ出してしまったので、敷地に入るようにブロックをうねらせながら配置する。



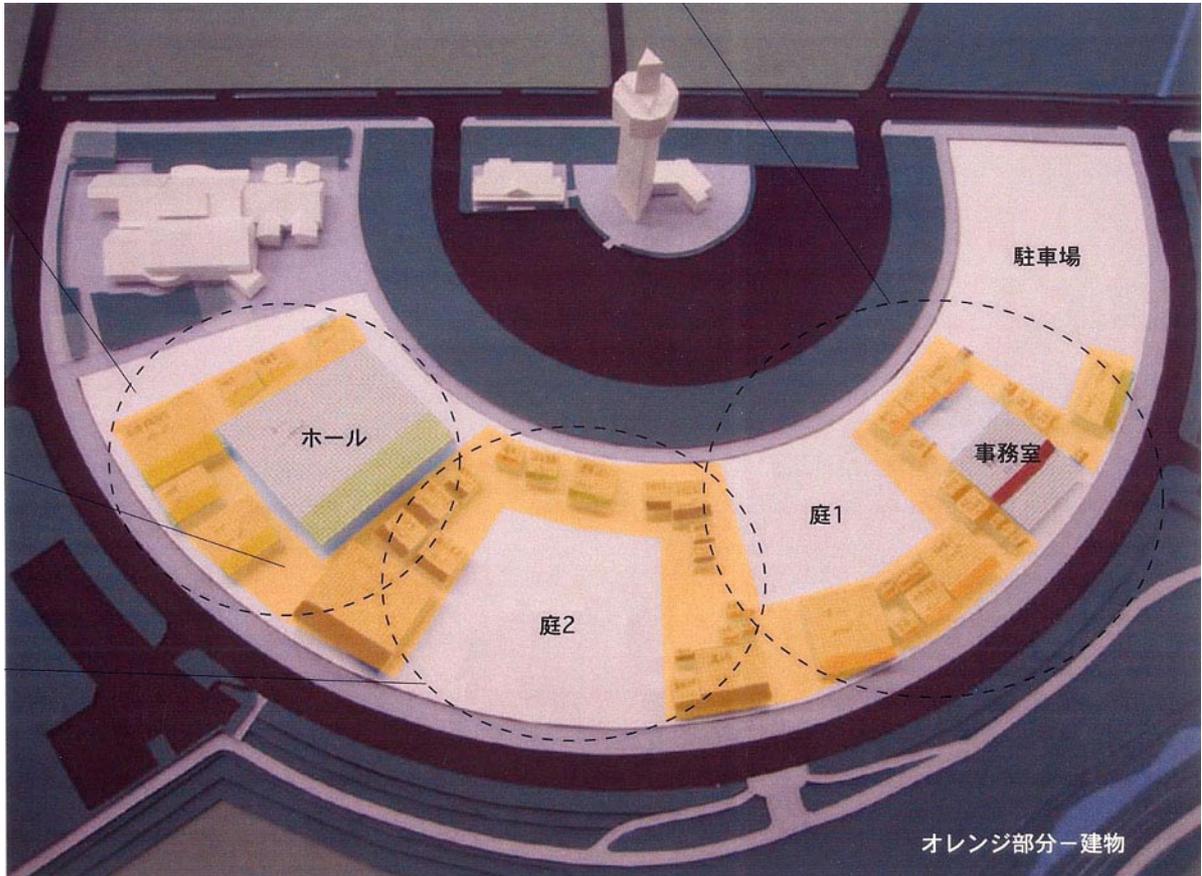
以上のような方法で、今回の計画敷地の固有な形状に対応させようとしている。

こうすることによって、敷地を無駄なく使え、さらにうねることによって性格の異なる4つの庭を自動的につくることになった。

5—2. 第1次案

以下に第1次案の図面と問題点を示す。

5—2—1. 第1次案の図面



割り振った各面積のブロック模型によって、スタディを進めた。

第1次案は、敷地のカーブした形状に合わせて平屋の建物をうねらせ、そこにできた性格の異なる庭に多目的ホールと事務室を挿入している。施設は大きく3つにゾーンに分けられ、模型写真の右側から駐車ゾーン、行政ゾーン、議会ゾーン、多目的ゾーンとなっている。それぞれのゾーンに対してひとつからふたつの庭が接し、内部での活動を外部まで広げられる配置になっている。

それぞれの庭が増改築に柔軟に対応し、庭2が将来建設予定の保健福祉センターのためのスペースとなっている。広い敷地(23,000m²)に対して庁舎が半分程度(10,300m²)しか占めないことと、特徴的な敷地形状のために、このようなプランになった。

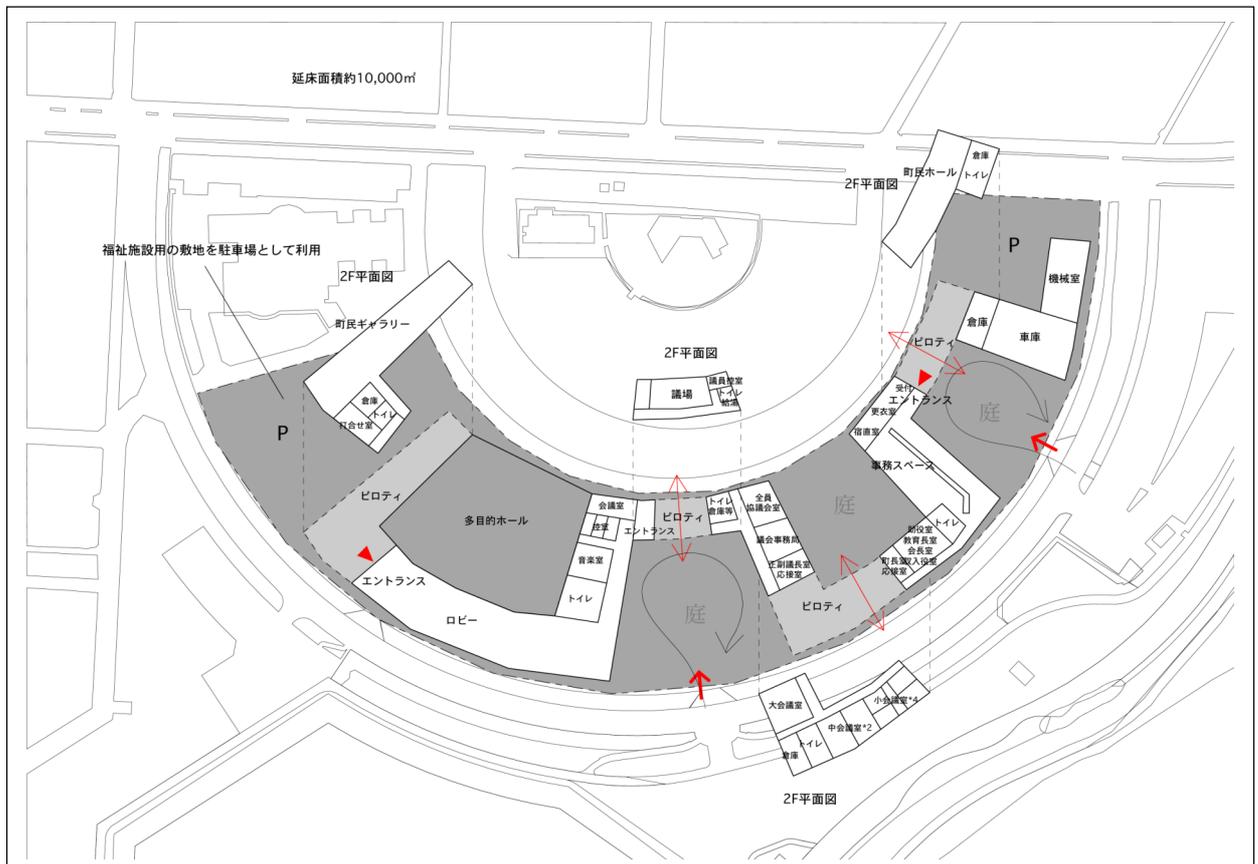
5—2—2. 第1次案の問題点

第1次案の問題点として、まず平屋建てのため施設が北側のスペースと、南側のスペースという特徴的なスペースを分断する壁になってしまい、動線的な不都合が挙げられる。また、せっかく性格の異なる4つの庭ができたにもかかわらず、それぞれの庭は孤立してしまい、それぞれのゾーン同士の交わりがないことが考えられる。さらにその性格の異なる庭も、将来の保健福祉センターや、事務室等で埋められてしまい、いい意味での柔軟で変化に強い施設とはいえなくなっている。

5—3. 第2次案

以下に第2次案の平面図と問題点を示す。

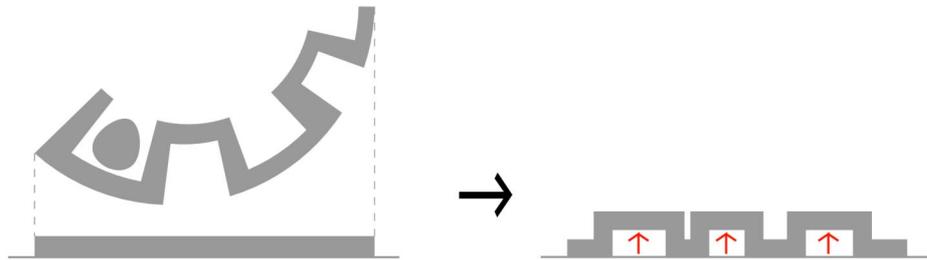
5—3—1. 第2次案の図面



第1次案の問題点を解決するために、第2次案では部分的にピロティをつくり、計画敷地北側と南側のスペースの動線を切ることなく繋げ、さらに平坦なイメージの強い敷地にリズムをもたせた。事務室ははじめ庭に挿入されていたが、一部2階になったスペースに分けて配置することで庭を新しくつくることのできた。孤立したそれぞれの庭もピロティによって柔らかく繋がることで、敷地内での活動の幅を広げる役割を果たしている。

建物全体を東側にずらし、敷地の両端に駐車場を設け、西側駐車場に関しては将来建設予定の保健福

社センターに対応するようになっている。ピロティにすることで壁になっていた建物も視線の抜けが確保されている。動線が長くなってしまわないように建物の両側に入り口を設けている。



5—3—2. 第2次案の問題点

第2次案の問題点は、多目的ホールの配置の仕方である。この配置方法で生まれたコンセプトである、うねることのできる性格の異なる4つの庭が多目的ホールだけ外部がつくれていない。多目的ホールの配置場所と形状を考える必要がある。

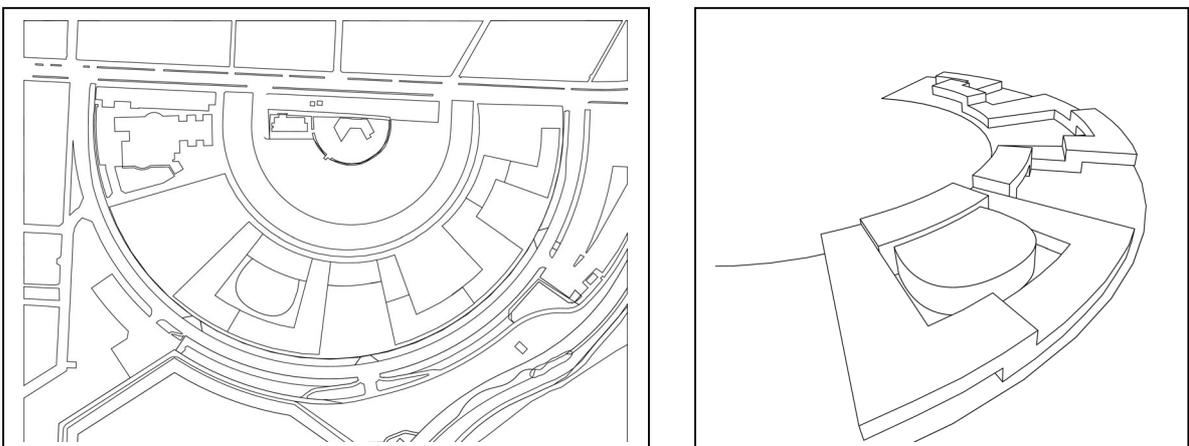
建物の幅がほぼ一定なので、各ゾーンによって幅に変化を与え、平面的にもリズムをもたせる必要がある。

また、ここまで外構デザインを行っていないので、内部との関係や、敷地周辺とのかかわりを十分に考慮してデザインする必要がある。

5—4. 最終案

以下に最終案の図面を示す。

5—4—1. 最終案の図面



左側の図面は配置図を示し、右側の図面は鳥瞰パースを示している。

最終案は多目的ホールの形状を卵型にし、幅に変化をもたせリズムミカルな施設にしている。

提出した作品では、多目的ホールの北側にあるヴォリュームを省いて、すっきりしたイメージにしている。

第 6 章 提出作品（最終案）

第6章 提出作品（最終案）

6—1. 提出図面

今回提出した作品は、第一次審査の第一段階を通過し、全335の提出作品中、上位35作品に選出された。

その提出した図面の内容を以下に示す。

6—1—1. コンセプト

以下の3点をコンセプトとして挙げた。

* 裏表のない庁舎

北側にはシンボルタワー、南側には平地林や公園。そういったものに挟まれた敷地に、その両側に開いた裏表のない庁舎を提案する。変則的なかたちの敷地にうねるように配置し、そこに生まれた庭でいろいろな活動を展開し、その活動がシンボルタワー側に、そして公園側に広がっていく。うねるように配置することで広い敷地を余すことなく有効利用できる。

* リズムのある庁舎

一部をピロティにすることで、平坦な環境にリズムを与えている。そのリズムが公園側からシンボルタワー側へ、またシンボルタワー側から公園側への通り抜けを可能とし、さまざまな方向からの動線を生んでいる。また視線から遮られず向こうまで通ることによって、周辺の景観を敷地内へ取り込んでいる。

* 屋上庭園のある庁舎

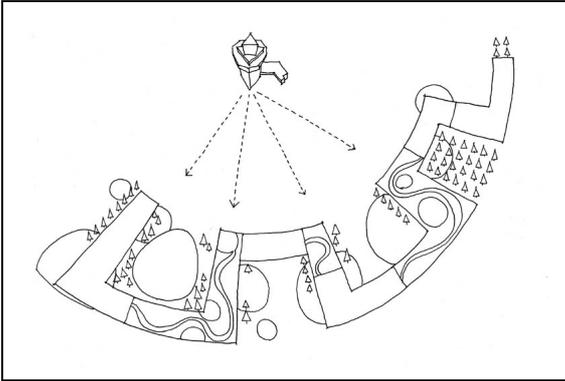
シンボルタワーからの眺めを考慮して1階の屋上は緑化し、屋上庭園としている。断熱効果が期待できるほか、2階部分をつなぐ渡り廊下的な役割を果たし、また町民に広く利用してもらうことで、活動の幅を広げるとともに、快適な眺望を得ることができる。

6—1—2. 平面図

敷地西側の駐車スペースは今後建設の予定のある保健福祉センターのためのスペースになる。施設内部の余裕だけでなく、外部でも余裕をもたせた施設とすることで、将来の増改築にも柔軟に対応することが可能である



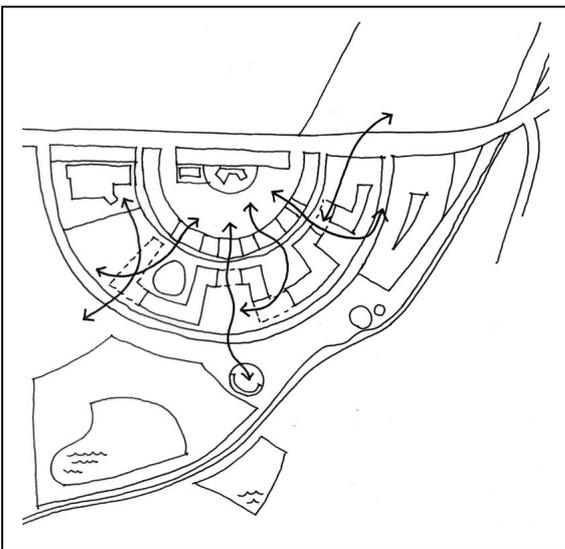
6—1—3. ダイアグラム



* 空からの視線

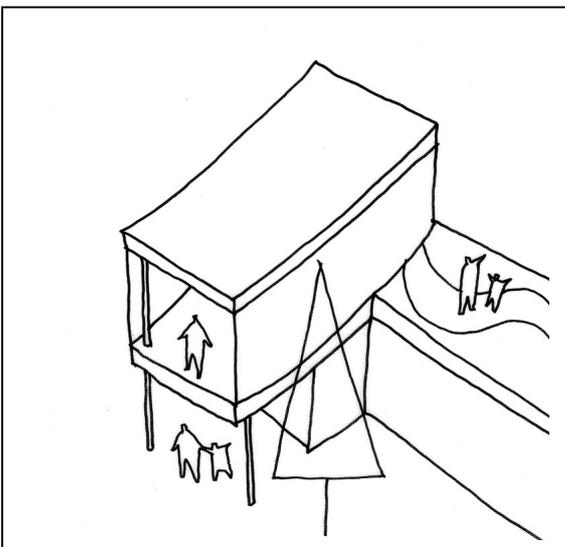
建物はシンボルタワーからの視線も考慮し、屋上を一部緑化した。緑化することにより周辺環境との調和が可能となる。

さまざまな方向を向いた庭もシンボルタワーに来るひとの目を楽しませる役目を果たしている。



* 通り抜けの道

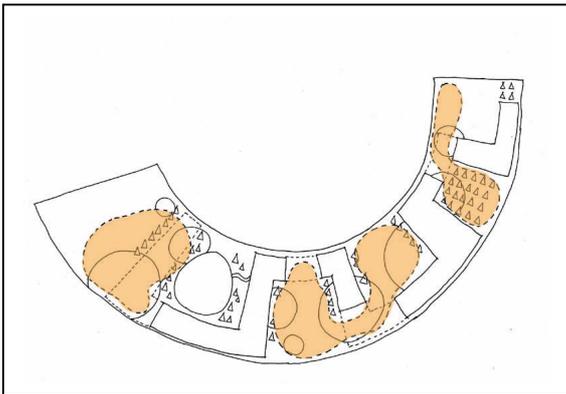
建物の一部をピロティとすることで、シンボルタワー・公園側と孫兵衛川・遊歩道側の行き来が容易にできる。また、建物によって視界が遮られることがないので遠くの山や平地林を見ることができる。



* レベルの違った空間

一部ピロティにしたり緑化したりと様々な表情をもった空間が生まれ、それぞれのレベルで多種多様な行動が予想される。

建物の至る所で人が集まり活動をし、活気ある庁舎となる。

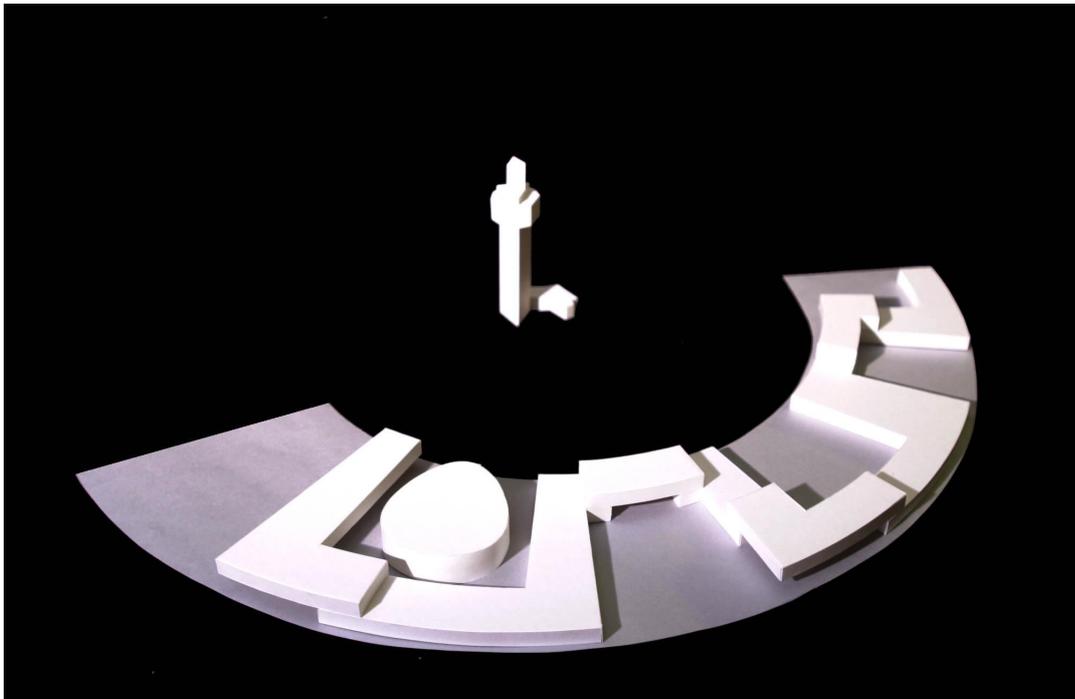


* つながりをもつ庭

建物に抱かれるように4つの庭がそれぞれ独自の空間を形成しているが、完全に独立していないので、庭どうし影響を及ぼしあう。同時に複数の庭を利用することが可能となる。

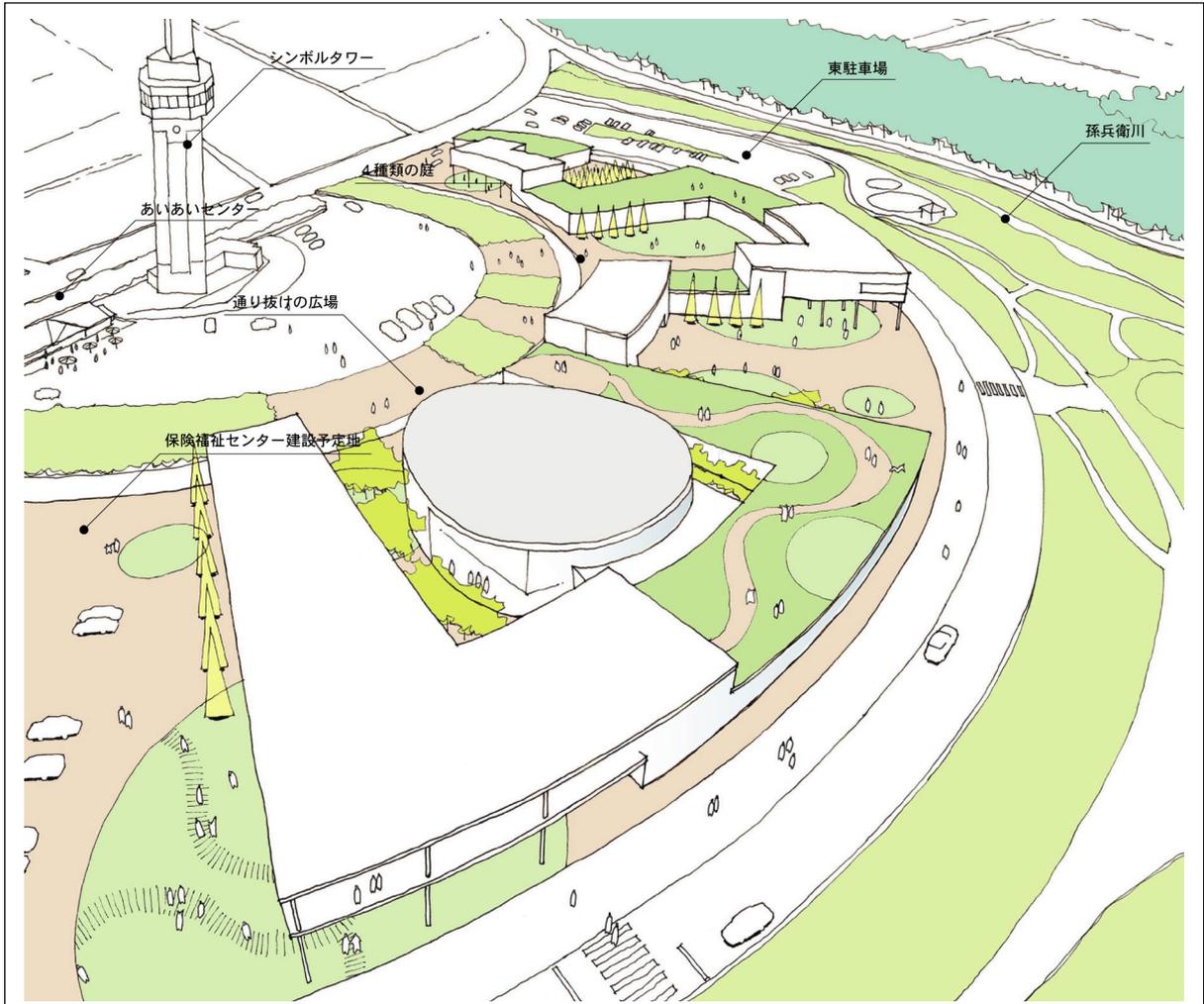
6—1—4. 模型写真

シンボルタワーと新庁舎との関係を表した模型写真は下のようになっている。
さまざまな方向に庭が向くことで裏表のない施設になっていることがわかる。



6—1—5. スケッチ

全体のスケッチパースは以下のようにになっている。



* 4種類の庭

建築に抱かれた4つの庭は、それぞれ表情の異なった場所であり、そこでの活動は多種多様である。

* 通り抜けの広場

敷地とシンボルタワーとの動線が切れてしまわないように、緑地をカットして広場とする。

* 保険福祉センター建設予定地

現在は駐車場として利用するが、将来は駐車場の一部を保健福祉センターとして利用。

* あいあいセンター

群馬県をはじめとする、地場産の特産品を販売する直売センター。

* シンボルタワー

邑楽町のシンボル。展望室があり、邑楽町の景色が360度眺められる。

* 孫兵衛川

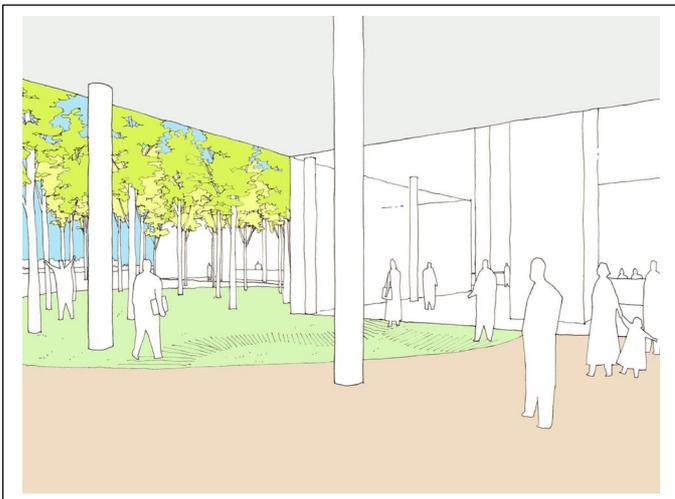
川周辺を公園化し、今後親水空間となる場所である。

各場所のスケッチパースは以下のようにになっている。



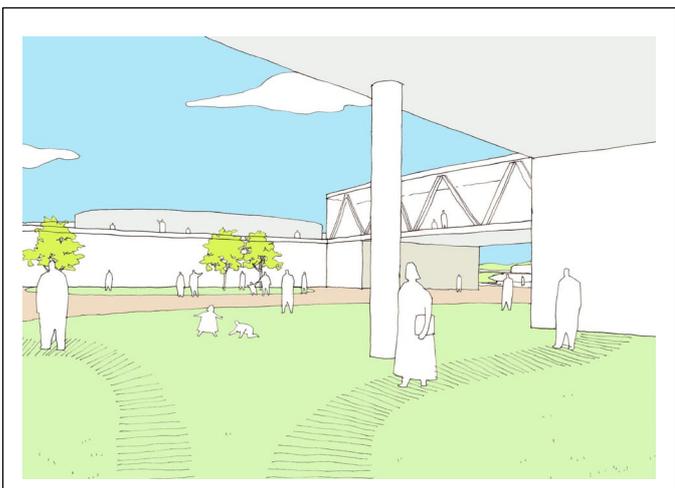
*** 屋上テラスの様子**

緑化を施した屋上テラスは、グラウンドレベルからは見ることのできない邑楽町の風景を眺める新しいコミュニケーションのステージとなり、町民や来訪者の活動の幅を広げる。



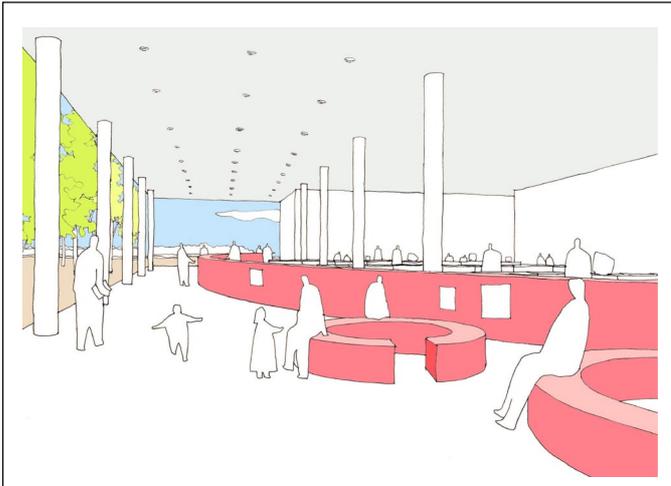
*** 事務室エントランスの様子**

ピロティになったエントランスからは、事務室の様子や木に囲まれた庭1の様子がうかがえ、さらにその先にある親水公園に至るまでの動線や視線が切れることなく続くように配慮されている。



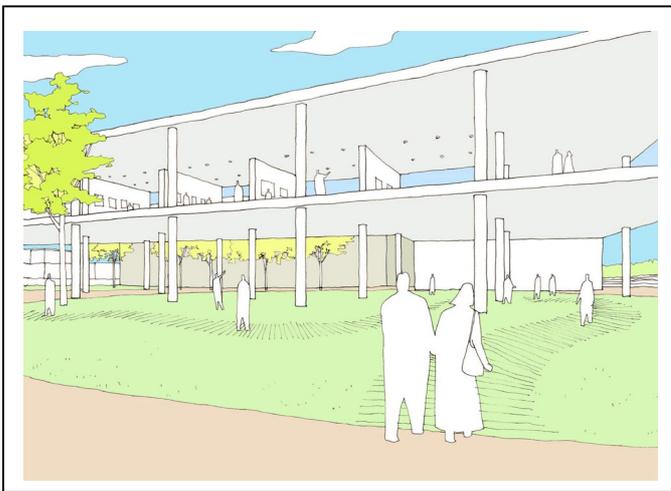
*** ピロティの様子**

1階部分を繋ぐピロティ空間は、内部とも外部ともつかない場所であり、さまざまなレベルでの活動を眺めることができる場所でもある。性格の異なる庭どうしを繋ぐ役目も果たしている。



* 事務室の様子

事務室は開放的で明るい空間となっている。普段の事務的作業のみだけでなく、さまざまな情報を得ることのできる場である。



* 多目的ホールエントランスの様子

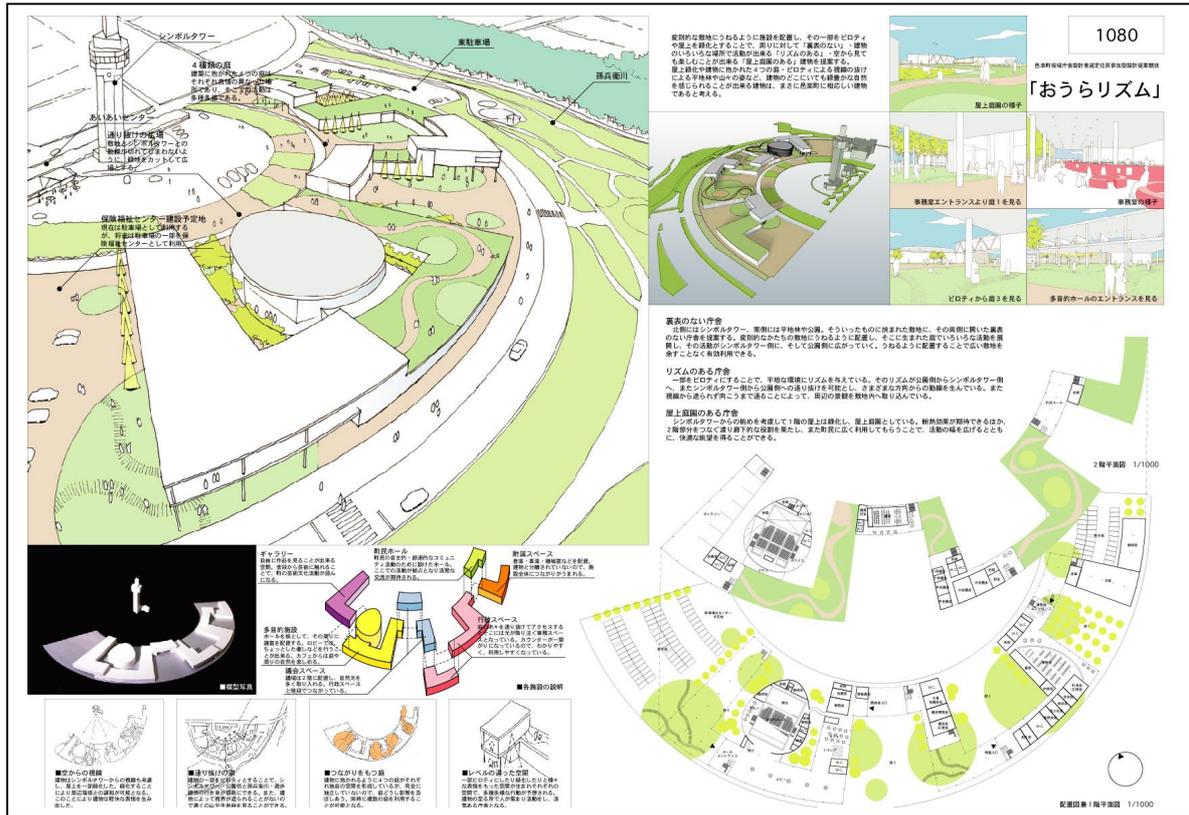
裏表のない施設のため、ここではそれぞれの行為に対してエントランスが設けられ、いつでもどこかがにぎわいのあるようになっている。決まった中心というものが存在しない。

6—2. プレゼンテーションボード

6—2—1. A3版に縮小したプレゼンテーションボード

A2 (5 9 4 mm × 4 2 0 mm) A3 (4 2 0 mm × 2 9 7 mm) に縮小

実際のA3版のプレゼンテーションボードは付録にて示す。



プレゼンテーションボードは、コンセプト・1階平面図・2階平面図・模型写真・ダイヤグラム・施設構成図・全体鳥瞰スケッチ・各場所のスケッチ・全体鳥瞰CGパースで構成されている。

実際に提出したプレゼンテーションボードはA2サイズ(5 9 4 mm × 4 2 0 mm)である。

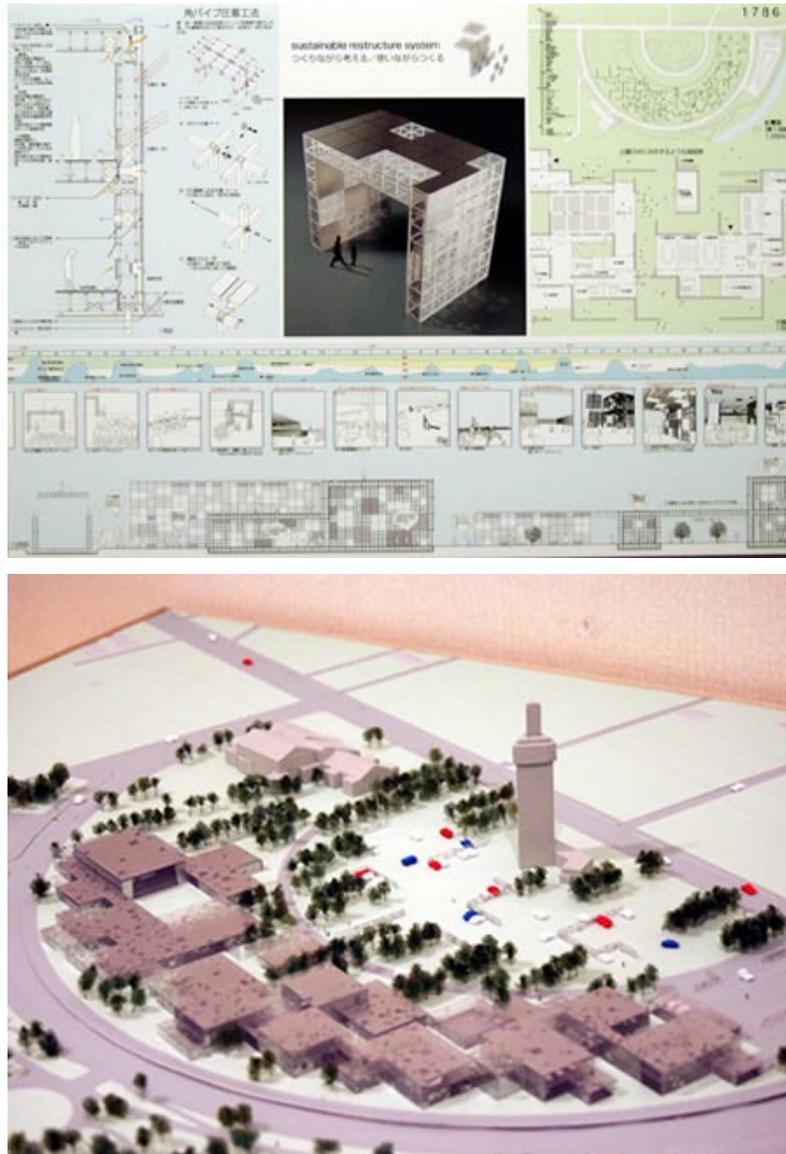
第 7 章 上位入選作品

第7章 上位入選作品

7—1. 上位入選作品5作品

審査の結果、最優秀賞案、優秀賞案、佳作案に選出された上位5作品を以下に示す。

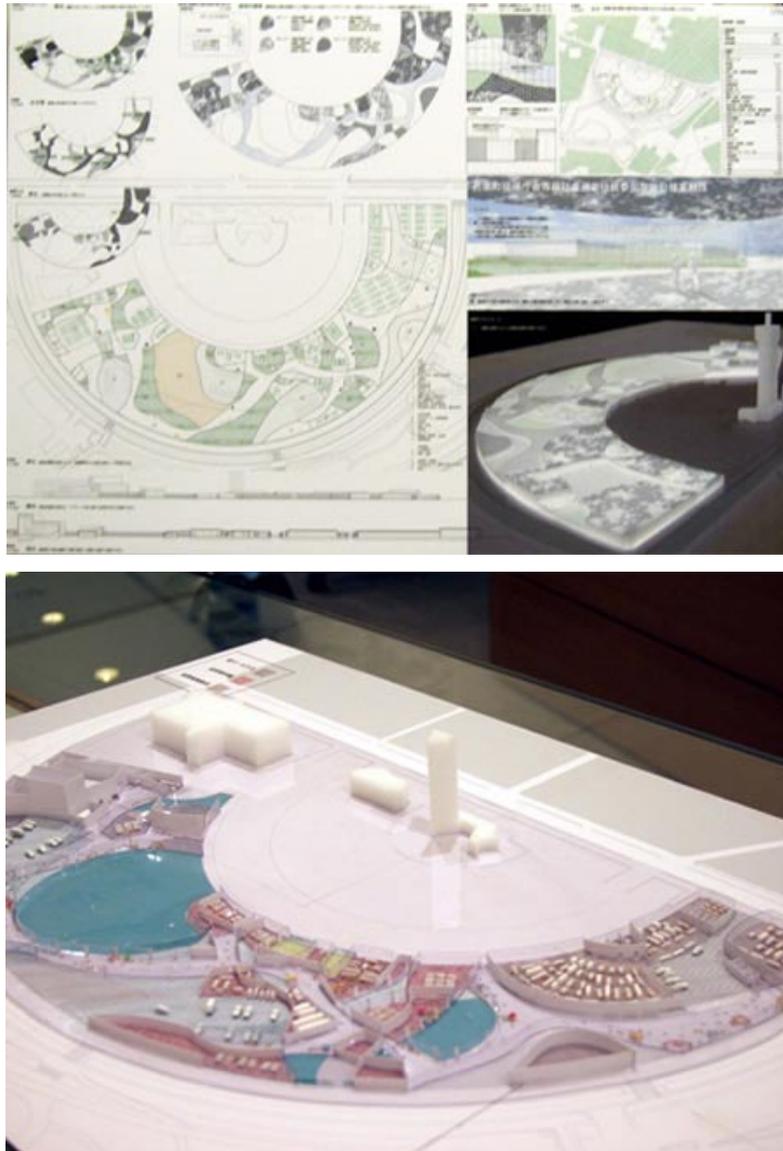
7—1—1. 最優秀賞案



(株)山本理顕設計工場 代表者：山本 理顕

2,250×2,250×750mm のユニットを使ってどこが壁で、どこが天井で、床かわからないような空間をつくっている。外装材は自由に選べ、個々のユニットは、梱包などで使われる器具を用いた「ベルト圧着工法」で簡単にジョイントできる。ひとつのユニットは約40kgなので、工事も容易である。基礎もコンクリートは用いず同ユニットでつくるため、増築・減築などにも対応できる。

7—1—2. 優秀賞案



パラディサス + 広島大学工学部建築学科岡河研究室 代表者：岡河 貢

20世紀の建築のモデルであった機械ではなく、植物が建築のモデルになっている。植物的な建築であり、太陽の光によってエネルギーをつくり、水の流れや気化によって潤いが与えられる。自然の循環の流れの中で植物のように快適な環境をつくる建築である。平地林の風景に基づいて配置され、みんなで木を植えるように植物的な建物がつくられる。建築的な平地林が敷地につくられる。

7—1—3. 佳作案1



代表者：藤本 壮介

敷地にまず木を植え、森をつくる。その木々の間のトンネルのような空間に沿って軽くシェルターをかけ、それが役場となっている。樹木と建築が今までにないかたちで結びつくことで、新しい風景が生まれる。この場所に固有の新しい空間と、システムとしての柔軟性を両立することで、使い方のイメージを喚起する。常に新鮮に続けるという、「ポジティブな柔軟性」をもった場所をつくっている。

7—1—4. 佳作案2



伊藤立平 + 香川貴範 代表者：伊藤 立平

敷地全体をパブリックスペースとしてとらえ、その中に機能上必要な配列を密度差に置き換えて各室を配置している。各室を見渡せる立ち位置をいくつか設定することで、目的の部屋までの経路を簡単に探し出せるようにしている。シンボルタワーから見た際、周辺の風景と連続することを考慮した屋根デザインになっている。建物の反対側の風景が透けて見える透明度の高い建築を目指している。

7—1—5. 佳作案3



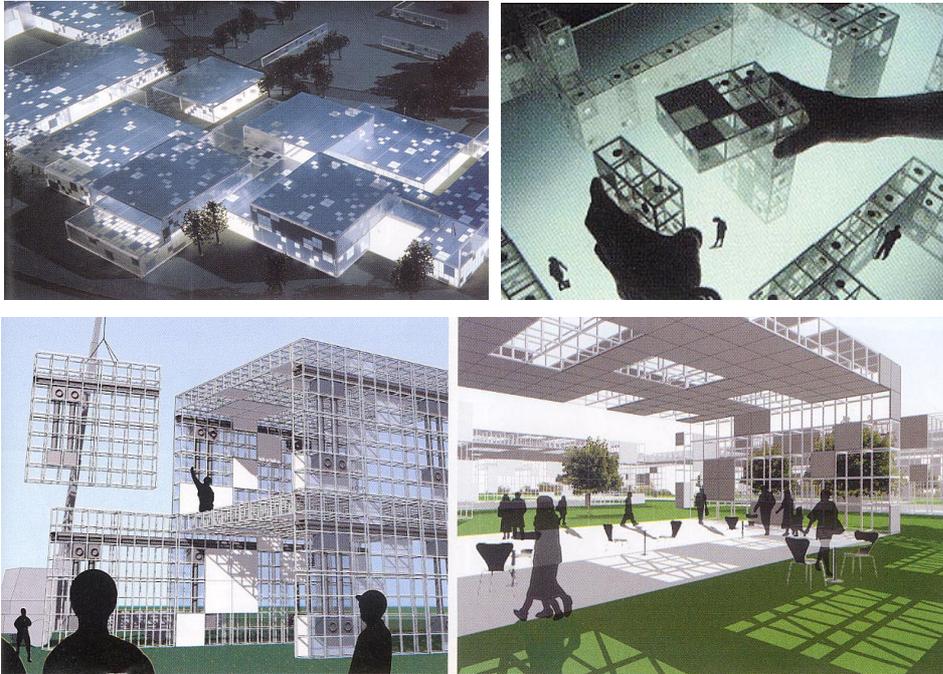
代表者：山中新太郎

邑楽町固有の形を介した住民と設計者のコミュニケーションのシステム。邑楽町の平地林は、押し並べて離散的な配列をしている。それ故敷地の輪郭線を使った平地林のサンプリングはさまざまな形をつくり出し、その形を建物の外形としている。住民の多様な価値観を、建物のもつ可能世界としてポジティブにとらえ、それらを受け入れかつ受け止める最小限度の建築システムを提示している。

7—2. 上位入選案との比較

最優秀賞案と類似した案との比較を行った。それを以下に示す。

7—2—1. 最優秀賞案との比較

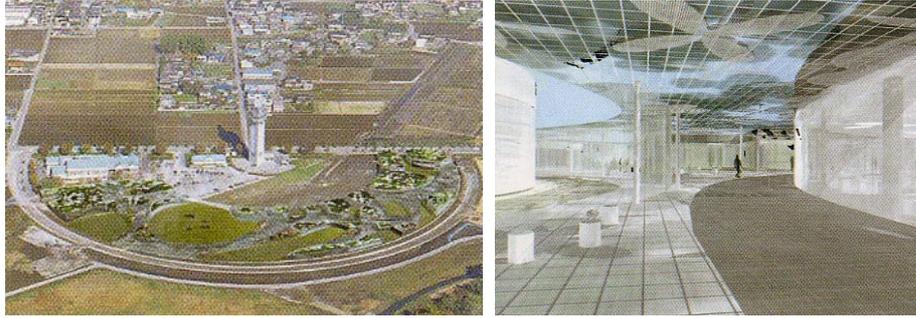


最優秀案と自分の作品とで比較したところ、共通点として将来の市町村合併やそれに伴う増改築に柔軟に対応可能という点が挙げられる。さらに計画敷地のみだけでなく、シンボルタワー周辺の敷地まで手を加えているところが共通している。

それに対して異なる点は、住民参加というキーワードをうまく使い、「つくりながら考える・使いながらつくる」というコンセプトでシステムを構築している。そのシステムは多くの人びとにとってわかりやすいフィジカルな道具立てであり、その道具はあらゆる平面計画を実現でき、完成される建築の高い質を保証しており、総合的に見て「いかなる見解も迎え入れる」といった気構えがある。自分が提出した作品も柔軟なシステムを提案していたが、それらのシステムが実現にあたって自立性を保持できていなかった。

しかし、この「いかなる見解も迎え入れる」という考えは、邑楽町における固有性という点では弱く、自分の作品の方が考えていたのではないかと感じた。敷地の形状やシンボルタワーからの眺めという考えは、最優秀作品からは読み取ることができなかった。

7—2—2. 類似案との比較



類似案として優秀作品を挙げた。この作品は地域や邑楽町独特の平地林の風景を形づくっている樹木の群生に注目し、それに基づいて配置されている。つまり邑楽町固有の形を提案しているという共通点が挙げられる。屋上緑化も施し、植物的な建築を提案していることも類似していると考えられる。

異なる点は、自分の作品が平坦なイメージの強い敷地にリズムを与えることによって、さまざまなレベルにおけるアクティビティを喚起しようとしたことに対して、優秀案は木を植えるように植物的な建物をつくり、それらが群生して植物的な建物群による建築的な平地林を敷地に表現するという、建築をあまり目立たせないで消そうとしていることが挙げられる。

この優秀作品では建物の動線計画が複雑であり、自分の作品の方が動線計画がシンプルで優れていると考えられる。

第 8 章 結論—今後必要とされる庁舎

第8章 結論—今後必要とされる庁舎

8—1. 将来の庁舎像

8—1—1. 今回の設計競技を通じて

今回の「邑楽町役場庁舎等設計者選定住民参加型設計提案競技」の参加を通じて、新しい庁舎像または、今後求められるであろう庁舎像というものがあるとしたら以下の5点が挙げられるだろう。

1. つくりながら考える・使いながらつくる

この言葉は最優秀賞案の山本理顕氏の提出書の中に書いてあったものであるが、完成をオープンエンドにしておき、必要に応じて増築をしたり、あるいは減築をしたりできるシンプルで明確なシステムを導入した庁舎であるべきである。

それはメンテナンスが容易であることはもちろんであるが、サステイナブルな視点が含まれなければならない。

2. 建物の完成が、庁舎の完成ではない

1に関係することであるが、工事期間を終え、庁舎が竣工を迎えた瞬間が、その庁舎の完成ではなく、来訪者や住民たち、そして設計者が竣工を終えても庁舎と深く関わり、更新していくことが可能な庁舎であるべきである。

3. 住民が自由に意見を述べることができる

これは新しい庁舎像というよりは新しい設計方法の姿というべきかもしれないが、住民参加型で庁舎を設計していき、あらゆる場面で住民が自由に意見を述べることができ、それらすべてが公開される、運営方法も、設計方法も透明度の高い庁舎であるべきである。

4. 増改築をしても薄れないシステムの構築

あらゆる場面で住民の意見を吸収して、初期に考えていたシステムが薄れてしまっても新しい庁舎とはいえない。

住民が自由に参加でき、柔軟に変更に対応し、さらに増改築や減築を行ったとしても変わることはない、わかりやすく強く、質の高いシステムを取り入れた庁舎であるべきである。

5. 地域の固有性を表現した庁舎

今回のコンペを通じて一番感じたことは、この固有性の有無についてである。

最優秀賞に選ばれた山本理顕氏の作品は、今回のような特徴的な敷地でなくても成立するだろう。

邑楽町という固有性を庁舎設計の手がかりにした作品は、優秀賞や佳作に甘んじるという結果に終わった。庁舎を建てることで、その地域の固有性が可視化できるシステムを構築し、庁舎設計に取り入れるべきである。

おわりに

筆者は、米子工業高等専門学校建築学科を卒業してから高知工科大学に編入学した。それはあらためて建築というものを新しい視点で捉え、考え直したいということがその動機のひとつであった。

高専、学部、修士と実質9年間にもわたって建築を学んできたが、まだまだ勉強不足で、建築についてはまだやらなければいけないことがたくさんあるように思う。しかし、これまで自分が行ってきたことを一度総括してみるということに対しては、本修士設計をまとめたことによって、ある程度達成したのではないかと考えている。

今回の設計の過程が少しでも、これから続くみなさんの参考になれば幸いである。

今回の修士設計では主指導教員の吉田晋助教授をはじめ、諸先生がたに感謝したい。また、コンペ提出にあたり協力してくれた研究室のみなさんにも感謝している。

参考文献

建築設計資料 3 5 庁舎 / 建築思潮研究所 / 株式会社建築資料研究所

建築設計資料 5 8 地域の複合文化施設 / 建築思潮研究所 / 株式会社建築資料研究所

第 2 版コンパクト建築資料集成 日本建築学会編 / 社団法人日本建築学会 / 丸善株式会社 /
1 9 9 4 年 8 月

新建築 2 0 0 2 . 6 / 株式会社新建築社 / 2 0 0 2 年 6 月 1 日

日経アーキテクチャ 2 0 0 2 . 6 - 2 4 / 日経 BP 社

Shuffled 古谷誠章の建築ノート / 古谷誠章 / TOTO 出版 / 2 0 0 2 年 5 月 2 0 日

別冊みかんぐみ / みかんぐみ / 株式会社エクスナレッジ / 2 0 0 2 年 7 月 2 0 日

坂本一成 住宅-日常の詩学 / 坂本一成 / TOTO 出版 / 2 0 0 1 年 1 1 月 2 0 日

邑楽町ホームページ 庁舎建設室

<http://www.town.ora.gunma.jp/gateway/chousha/index.html>

参考資料

邑楽町役場庁舎等建設設計者選定審査委員会 住民意見交換会運営要領

庁舎等建設特別委員会 中間報告書

邑楽町第4次総合計画

邑楽町役場庁舎等建設基本計画検討委員会会議録

DATA OF ORA ～統計で見る素顔の邑楽町～ / 邑楽町役場企画課統計係

邑楽町散策読本 / 邑楽町役場商工課

付録

